

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法に基づき、出席停止扱いとなります。

2012年度より出席停止基準が変更され、「解熱後2日を経過するまで」から

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

と変わりました。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、発症後5日間は出席停止が必要ということになります。

その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。(下表の例4例5参照)

処方された薬によってはすぐに解熱する場合がありますが、体内にウイルスが潜伏している可能性があり、自己判断で登校した場合、学校での感染や流行が懸念されますので、必ず医師の判断・指示に従ってください。

また、発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38度以上の発熱等)が始まった日です。受診時に、医師に発症日を確認してください。

出席停止が解除されて登校する際には、「新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)・インフルエンザについての届け出」をご記入の上、担任へ提出してください。届け出用紙は、本校ホームページの保護者・在校生専用ページからダウンロードしてください。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合(最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症4日目	発症5日目	登校可		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症5日目	登校可		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可